

ご利用者の介護度		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
・ サービス利用料金 (日/単位)		589	659	732	802	871
・ サービス提供体制強化加算 I (日/単位) 注1				22		
・ 看護体制加算 I (日/単位)				4		
・ 夜勤職員配置加算 (日/単位)				13		
・ 介護職員等処遇改善加算 (単位) 注2 《令和6年6月から》		88	98	108	118	127
合計単位		716	796	879	959	1037
・ 科学的介護推進体制加算 (月/単位)				50		
・ 高齢者施設等感染対策向上加算 (月/単位)				10		
合計単位				60		
上記、合計単位を自己負担額に換算（1単位は10.14円）：（円）		1割負担額 728	1割負担額 809	1割負担額 894	1割負担額 974	1割負担額 1,054
		2割負担額 1,457	2割負担額 1,618	2割負担額 1,787	2割負担額 1,949	2割負担額 2,108
		3割負担額 2,185	3割負担額 2,428	3割負担額 2,681	3割負担額 2,923	3割負担額 3,163
基本的に 係る費用	・ 居室に係る自己負担額（円） 《令和6年8月から》	・ 第4段階（標準）	個室 1,231			
		・ 第3段階	個室 880			
		・ 第2段階	個室 480			
		・ 第1段階	個室 380			
	・ 食費に係る自己負担額（円）	・ 第4段階（標準）	1,445			
		・ 第3段階② 注5	1,360			
		・ 第3段階① 注6	650			
		・ 第2段階	390			
		・ 第1段階	300			
	・ 1日あたりに係る費用（円） 《基本的費用の概算》	居室の形態	個室	個室	個室	個室
・ 第4段階（標準）		3,404	3,485	3,570	3,650	3,730
・ 第4段階（2割負担）		4,133	4,294	4,463	4,625	4,784
・ 第4段階（3割負担）		4,861	5,104	5,357	5,599	5,839
・ 第3段階②		2,968	3,049	3,134	3,214	3,294
・ 第3段階①		2,258	2,339	2,424	2,504	2,584
・ 第2段階		1,598	1,679	1,764	1,844	1,924
・ 第1段階		1,408	1,489	1,574	1,654	1,734
該当する 場合に 係る費用	・ 安全対策体制加算 (単位)	入所時1回を限度。				20
	・ 初期加算 (単位)	入所日から30日以内の期間。30日以上入院後の再入所も同様。				30
	・ 入院・外泊時費用 (単位)	月6日を限度。				246
	・ 療養食加算 (単位)	医師の指示に基づき療養食を提供したとき、1食ごと算定。				6
	・ 特別通院送迎加算 (月/単位)	透析を要する入所者であって月に12回以上、通院のため送迎を行った場合。				594
	・ 退所時情報提供加算 (単位)	医療機関へ退所する際に同意を得て心身の状況、生活歴を示す情報を提供した場合。1回に限る。				250
	・ 退所時栄養情報連携加算 (単位)	退所後の医療機関に対し栄養管理の情報を提供した場合。特別食又は低栄養の入所者。				70
	・ 新興感染症等施設療養費 (単位)	新興感染症中発生時、医療機関と連携し施設内で療養を行った場合。月に1回連続5回迄。				240
	・ 看取り介護加算1 (単位)	死亡日以前31日以上45日以下。				72
	・ 看取り介護加算2 (単位)	死亡日以前4日以上30日以下。				144
・ 看取り介護加算3 (単位)	死亡日の前日及び前々日。				680	
・ 看取り介護加算4 (単位)	死亡日。				1,280	
・ 介護職員等処遇改善加算 (単位)	「該当する場合に係る費用」の合計に対して算定されます。				《令和6年6月から》 「該当する場合に係る費用」の合計単位 × 14/100 が加算されます。	
1か月(30日)に係る費用 《基本的に係る費用の概算》		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
		個室	個室	個室	個室	個室
自己負担額（円）	・ 第4段階（標準）	102,127	104,555	107,087	109,514	111,906
	・ 第4段階（2割負担）	123,975	128,830	133,894	138,749	143,533
	・ 第4段階（3割負担）	145,822	153,105	160,701	167,983	175,159
	・ 第3段階②	89,047	91,475	94,007	96,434	98,826
	・ 第3段階①	67,747	70,175	72,707	75,134	77,526
	・ 第2段階	47,947	50,375	52,907	55,334	57,726
・ 第1段階	42,247	44,675	47,207	49,634	52,026	
その他入居中に係る費用について（介護保険の給付の対象外）		居室電気料・出張理美容サービス・実費負担の発生するレクリエーション・日常生活上必要となる諸費用（衣類や口腔ケア用品、嗜好品など）				

注1 サービス提供体制強化加算は、職員の資格取得者の比率により単位数が変わります。（介護福祉士が6割以上の場合は18単位、5割以上6割未満の場合は12単位になります。）

注2 介護職員等処遇改善加算は、サービス利用料金と各加算の単位数の合計に14/100を乗じます。

注3 第3段階②となる方、世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と年金収入額の合計が年間で120万円越え、単身の預貯金500万円以下 夫婦の場合は1500万円以下

注4 第3段階①となる方、世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と年金収入額の合計が年間で80万円越120万円以下、単身の預貯金550万円以下、夫婦の場合は1550万円以下

※ 利用料などの精算は月単位で行います。1日あたりの金額に換算した場合、円単位で端数が違うことがありますので、ご了承ください。

※ 居室と食事に係る自己負担額について、負担限度額認定を受けている場合には、介護保険負担限度額認定証に記載されている額とします。

※ 「該当する場合に係る加算」など、個別に費用が発生する場合があります。詳しくはお問い合わせください。

別紙

特別養護老人ホーム 万陽苑・明悠館（特別室） 料金表

令和6年4月から

ご利用者の介護度		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本的に係る費用	・ サービス利用料金 (日/単位)	589	659	732	802	871
	・ サービス提供体制強化加算 I (日/単位) 注1			22		
	・ 看護体制加算 I (日/単位)			4		
	・ 夜勤職員配置加算 (日/単位)			13		
	・ 介護職員等処遇改善加算 (単位) 注2 《令和6年6月から》	88	98	108	118	127
	合計単位	716	796	879	959	1037
	・ 科学的介護推進体制加算 (月/単位)			50		
	・ 高齢者施設等感染対策向上加算 (月/単位)			10		
	合計単位			60		
	上記、合計単位を自己負担額に換算（1単位は10.14円）：(円)		1割負担額 728	1割負担額 809	1割負担額 894	1割負担額 974
		2割負担額 1,457	2割負担額 1,618	2割負担額 1,787	2割負担額 1,949	2割負担額 2,108
		3割負担額 2,185	3割負担額 2,428	3割負担額 2,681	3割負担額 2,923	3割負担額 3,163
・ 居室に係る自己負担額 (円)	・ 第4段階（標準）《令和6年8月から》	個室 2,462				
・ 食費に係る自己負担額 (円)	・ 第4段階（標準）	1,445				
・ 1日あたりに係る費用 (円) 《基本的費用の概算》	居室の形態	個室	個室	個室	個室	個室
	・ 第4段階（標準）	4,635	4,716	4,801	4,881	4,961
	・ 第4段階（2割負担）	5,364	5,525	5,694	5,856	6,015
	・ 第4段階（3割負担）	6,092	6,335	6,588	6,830	7,070
《令和6年8月から変更の居住費含む》						
該当する場合に係る費用	・ 安全対策体制加算 (単位)	入所時1回を限度。				20
	・ 初期加算 (単位)	入所日から30日以内の期間。30日以上入院後の再入所も同様。				30
	・ 入院・外泊時費用 (単位)	月6日を限度。				246
	・ 療養食加算 (単位)	医師の指示に基づく療養食を提供したとき、1食ごと算定。				6
	・ 特別通院送迎加算 (月/単位)	透析を要する入所者であって月に1-2回以上、通院のため送迎を行った場合。				594
	・ 退所時栄養情報連携加算 (単位)	退所後の医療機関に対し栄養管理の情報を提供した場合。特別食又は低栄養の入所者。				70
	・ 退所時情報提供加算 (単位)	医療機関へ退所する際に同意を得て心身の状況、生活歴を示す情報を提供した場合。1回に限る。				250
	・ 新興感染症等施設療養費 (単位)	新興感染症中発生時、医療機関と連携し施設内で療養を行った場合。月に1回連続5回迄。				240
	・ 看取り介護加算1 (単位)	死亡日以前31日以上45日以下。				72
	・ 看取り介護加算2 (単位)	死亡日以前4日以上30日以下。				144
・ 看取り介護加算3 (単位)	死亡日の前日及び前々日。				680	
・ 看取り介護加算4 (単位)	死亡日。				1,280	
・ 介護職員等処遇改善加算 (単位)	「該当する場合に係る費用」の合計に対して算定されます。	《令和6年6月から》 「該当する場合に係る費用」の合計単位 × 14/100 が加算されます。				
1か月(30日)に係る費用 《基本的に係る費用の概算》		要介護 1 個室	要介護 2 個室	要介護 3 個室	要介護 4 個室	要介護 5 個室
自己負担額 (円)	・ 第4段階（標準）	139,057	141,485	144,017	146,444	148,836
	・ 第4段階（2割負担）	160,905	165,760	170,824	175,679	180,463
	・ 第4段階（3割負担）	182,752	190,035	197,631	204,913	212,089
その他入居中に係る費用について（介護保険の給付の対象外）		居室電気料・出張理美容サービス・実費負担の発生するレクリエーション・日常生活上必要となる諸費用（衣類や口腔ケア用品、嗜好品など）				

注1 サービス提供体制強化加算は、職員の資格取得者の比率により単位数が変わります。（介護福祉士が6割以上の場合は18単位、5割以上6割未満の場合は12単位になります。）

注2 介護職員等処遇改善加算は、サービス利用料金と各加算の単位数の合計に 14/100 を乗じます。

注3 第3段階②となる方、世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と年金収入額の合計が年間120万円越え、単身の預貯金500万円以下 夫婦の場合は1500万円以下

注4 第3段階①となる方、世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と年金収入額の合計が年間80万円越120万円以下、単身の預貯金550万円以下、夫婦の場合は1550万円以下

※ 利用料などの精算は月単位で行います。1日あたりの金額に換算した場合、円単位で端数が違うことがありますので、ご了承ください。

※ 付加価値のある居室であるため、負担限度額認定証の交付を受けている方は利用できません。利用される場合は、負担限度額認定証を返納する必要があります。

※ 「該当する場合に係る加算」など、個別に費用が発生する場合があります。詳しくはお問い合わせください。